

鶴岡市農業委員会第23回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年10月10日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 6番 榎本 新悦 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	5番 阿部 隆 推進委員 7番 吉住 喜之 推進委員 14番 五十嵐 一浩 推進委員
事 務 局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 調整主任 日向 正人 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日、欠席届は5番 阿部 隆 推進委員、7番 吉住 喜之 推進委員、14番 五十嵐 一浩 推進委員より提出されています。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第23回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例により、議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。9番 大池 典子 委員、1番 五十嵐 覚 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 許可を要しない農地の転用について</p> <p>報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>先月部会の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請案件についての報告を事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>先月の部会で3条案件の現地調査が抜けてしまいまして改めてここで報告させていただきます。換地前、仮換地後の図面を配布しておりますので、ご覧ください。</p> <p>仮換地の図面のとおり配置されており、耕地として適切に管理されておりましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の報告事項を含めて、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。3番 太田裕徳委員。</p>
3番委員	<p>3番 太田です。10月4日事務局、荻原推進委員と私の3人で現地調査をしました。鶴15の面野山の畑ですが適正に管理されており問題ありませんでした。鶴16,17,18は山形デザイン管理のハウスの隣と確認してきましたし、鶴19も適正に管理されていました。以上です。</p>
議 長	<p>4番 土岐善久 委員。</p>
4番委員	<p>4番 土岐です。鶴20の案件につきまして10月4日に適切に管理されていることを確認してきました。</p>
議 長	<p>これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>

	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》
議 長	本案件につきましても現地調査の報告をお願いします。3番 太田 委員。
3番委員	3番太田です。先程と同じメンバーで同じ日に現地調査行ってきました。鶴4ですが周りを住宅で囲まれている農地で現在パイプハウスが建っている状況で問題ないと確認をしてきました。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	本議案につきましても現地調査の報告をお願いします。3番 太田 委員。
3番 委員	3番太田です。先程と同じ日同じメンバーで現地調査をしてきました。鶴10ですがグループホームの建設ということで確認してきましたし、鶴11ですが寺の駐車場ということで少し寺から離れていましたが車が2、3台駐車できるスペースでした。確認です。以上です。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 8番 木村 委員。
8番委員	8番木村です。鶴10の申請地の道路の向かいの職員駐車場の下の所はなんですか。
事 務 局	駐車場です。

8 番委員	わかりました。
議 長	他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農地利用集積計画(案)の決定について≫
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
事 務 局	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 4 号 農地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については、原案通り決しました。 議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について≫
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。 次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪農業者年金の裁定請求について≫

議 長	報告事項であります、何か質疑ありますか。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら報告事項ですので、これをもちまして第23回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:00
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 大 池 典 子 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五 十 嵐 覚 _____</p>